

第三節 住民主体の公園緑地化

一 この時代の緑地、公園、景観政策の状況

いわゆるバブル経済の崩壊により、郊外地域、都市内の緑地や農地の開発圧力も低下していたところに、阪神・淡路大震災が発生し、兵庫県南部を中心に大きな被害を及ぼした。その中で緑地に関しては、緑地帯により延焼を防止した事例や、樹木が倒壊した建物を支えた事例が多く報告され、その防災上の機能が注目された。公園についても、避難所や各種救援の拠点として重要な役割を果たしたことが報告された。これらのことは、公園、緑地に関する人々の認識を変化させるとともに、行政の方針を転換させた。例えば、この時期にまとめられた、兵庫県グリーンフェニックス計画では、緑の防災性能に関する記述が多くみられ、また、国も六甲山系グリーンベルト構想、阪神疏水構想などで緑と水を用いて地域の防災能力を高めるための構想を提示している。また、県内自治体でも創造的復興の一環として、防災機能を併せ持つ大規模公園が多く整備された。

同時に西暦二〇〇〇年をはさんで、いわゆるミレニアムプロジェクトの一環として緑地整備に関するものが多く展開された。その一つとして、明石海峡大橋の開通に合わせて実施されたジャパンフローラ2000淡路花博を取り上げることができる。淡路島は、従来から淡路公園島構想と称される構想を提示しており、緑地を中心とする地域づくりの柱が示されていた。また、淡路花博に合わせて淡路景観園芸学校が開校した。



写真 101 淡路景観園芸学校

同校は、地域の緑地形成や、景観づくりの推進の拠点、また緑地や公園のマネジメントの人材養成の拠点として意図され、緑地や景観という視点からの地域づくりの担い手、専門家の養成が進められた。

平成十三（二〇〇一）年二月に策定された県の総合計画である「二一世紀兵庫長期ビジョン―美しい兵庫21」では、目指すべき社会像の一つとして、環境優先社会の実現がうたわれ、「人と自然が調和した健康で快適な「共生と循環」の社会」づくりが目指された。これを受けて、用意された六五のプログラムにおいても、「地域に美しい景観と豊かな歴史文化を」「水と緑に親しむ快適な空間を」「都市近郊を快適な生活圏に」「多自然居住地域の豊かな地域に」などが提示されており、県政全体として水や緑を活用しながら快適な生活空間を実現することが県の上位計画で明確に示された。また、地域単位で地域特性に応じて策定された「地域ビジョン」においても、丹波地域や東播磨地域では、水や緑の自然を大切にして、それを将来の地域づくりの柱とすることが示された。

この時期、緑の総量確保推進計画を継承する緑地整備の方針として、県は「さわやかみどり創造プラン」に続いて、緑の防災機能に焦点を当てた「兵庫県グリーンフェニックス計画」を策定した。さらに、大規模な緑地整備として、尼崎二一世紀の森構想が提示されるとともに、大規模公園としては、有馬富士公園が三田市に開園した。このほか環境教育施設であり地域づくりの拠点でもあるコウノトリの郷公園や、丹波の森

を守り育てる拠点としての丹波の森公苑などもこの時期に整備された。

二 県政の柱としての景観政策

「二二世紀兵庫長期ビジョン」では、参画と協働による景観づくり、快適な空間づくりが目指されており、景観政策はこの時期の県政の重要な柱の一つとして位置づけられている。また、平成十六年には国でも景観法が制定され、政令市や中核市、都道府県は景観行政団体として位置づけられることになった。

県の景観に関する政策としては、まず平成七年三月に提示された都市デザインガイドラインを挙げる事ができる。このデザインガイドラインでは、対象となる空間を大きく一〇分類し、それぞれの大分類の中に

表 53 都市デザインガイドラインにおける空間分類

| 大分類 | 小分類 |
|-----------|-----------------|
| ターミナル | 駅前空間 |
| ネットワーク | 道路 河川 橋 |
| ウォーターフロント | 港 |
| 公園・緑地 | 公園・緑地 |
| 住宅 | 低層住宅 中高層住宅 |
| 商業 | 商店街・モール |
| 業務 | 業務施設 |
| 公益施設 | 官公庁、文化・交流施設 |
| 産業施設 | 学校（小中高校） 小建築 |
| 歴史 | 工場・倉庫 歴史的建築物 |

（「都市デザインガイドライン」より引用）

いくつかの小分類が設けられている。その特徴は、「都市デザイン」を生活者の安全性と快適性を確保しながらも健康的で快適で文化的価値を持った都市環境づくりという観点でとらえ、これを後世に良好な社会資本をストックするための計画行為とみなしている点にある。さらには、行政や民間事業者だけでなく、地域住民もその主体とみなし、各主体の合意形成と協力により総合的に考えていくことの重要性が指摘されている。

阪神・淡路大震災からの復興の過程において、県が重視したことの一つが地域固有の景観を継承することであった。平成十

第五章 震災後のまちづくりと県土の交流基盤の形成

表54 「伝えたいふるさとの景観」の分類（神戸・東播磨地域、阪神地域、淡路地域）

| 景観類型 | 区分 | 例 | 神戸・東播磨地域 | 阪神地域 | 淡路地域 | 計 |
|---------|-------------|---------------------|----------|------|------|-----|
| 建築物 | ランドマーク | 近代建築物、現代建築物など | 25 | 22 | 9 | 56 |
| | まちなみ | 旧集落、旧街道、異人館街など | 17 | 15 | 5 | 37 |
| | 象徴的空間 | 社寺、教会など | 10 | 11 | 10 | 31 |
| | 市街地景 | 住宅地、パノラマ景など | 10 | 5 | 0 | 15 |
| | その他 | | 0 | 2 | 0 | 2 |
| | 小計 | | 62 | 55 | 24 | 141 |
| 自然物 | 骨格的要素 | 山、川、海など | 10 | 16 | 14 | 40 |
| | 拠点的要素 | 公園、樹林地、社叢林など | 22 | 13 | 11 | 46 |
| | 身近なもの | 花壇、並木、生垣など | 19 | 18 | 5 | 42 |
| | 田園風景 | 農地、里山、棚田など | 4 | 1 | 9 | 14 |
| | その他 | | 1 | 0 | 1 | 2 |
| | 小計 | | 56 | 48 | 40 | 144 |
| 構造物・工作物 | 大規模要素 | 橋梁、護岸、漁港など | 11 | 10 | 9 | 30 |
| | 小規模で身近なもの | 石碑、石垣、ストリートファニチャーなど | 12 | 12 | 6 | 30 |
| | 象徴的要素 | 鳥居、常夜灯、地蔵など | 3 | 0 | 2 | 5 |
| | その他 | | 3 | 2 | 5 | 10 |
| | 小計 | | 29 | 24 | 22 | 75 |
| 生活風景 | 境界性・雰囲気・暮らし | | 7 | 4 | 5 | 16 |
| | にぎわい・活気 | | 15 | 1 | 0 | 16 |
| | イベント・祭り | | 1 | 3 | 6 | 10 |
| | 小計 | | 23 | 8 | 11 | 42 |
| その他 | | 歴史性、人々の行為など | 1 | 2 | 0 | 3 |
| 合計 | | | 171 | 137 | 97 | 405 |

（「伝えたいふるさとの景観」より引用）

年に県は、後世に伝えたいふるさとの景観を広く県民から募集し、それらを「伝えたいふるさとの景観」として報告書にまとめた。県民から一三七四件という多数の応募があり、さらに景観の類型も、建築物、自然物、構造物・工作物、生活風景など多岐にわたった。この中で、まちの境界やにぎわいや活気というまち全体の雰囲気自体を取り上げているものが一定数あったこと、さらに石垣、生け垣、棚田といった身



写真102 ジャパンフローラ2000

近な要素の指摘も多かったことが特徴としてみられる。

また、平成十六年には景観の形成等に関する条例が改正され、景観形成地区の分類をより細分化するとともに、美しい星空を景観としてとらえ、その創造と保全を図るため、「星空景観形成地域」の制度が創設された。具体的には、県立西はりま天文台公園のある佐用郡地域がこの星空景観形成地域に指定された。この指定を受けた地域では照明器具の設置や使用において基準が設定され、更に多数の照明器具を使用する施設の新設や改修に際しては届出が義務づけられた。また、ソーチライト等を上空に向けて使用することや、屋内照明器具を建築物の開口部に接して設置することが

禁止されるなど、詳細な基準が設定された。

同年三月から九月には淡路花博「ジャパンフローラ2000」が開催された。同会場は一二〇ヘクタールの土地を緑化することにより作られた。イベントのテーマは人と自然のコミュニケーションであり、会場内には一七〇〇種類一五〇万本の花々が植栽されると同時に、会場内の「緑の屏風」では一二ヘクタールの土地にヤマモモやウバメガシなどかつての淡路島の植生を代表する植物が植栽された。これらの緑化を通して、花と緑の公園島から世界に向けて「新しい花との文化」を発信しつつ、震災からの創造的復興をアピールすることが意図された。

三 防災と緑化

緑を核とする災害からの復興の構想

阪神・淡路大震災からの復興計画として策定された阪神・淡路震災復興計画においても、緑とオープンスペースを確保することがうたわれた。このような状況において平成八年

には兵庫県グリーンフェニックス計画が策定された。基本的な目標として「緑こそ都市の中で私たちの生命を守り生活を成立させる不可欠の存在である」ことが位置づけられ、「いのちのみどり」

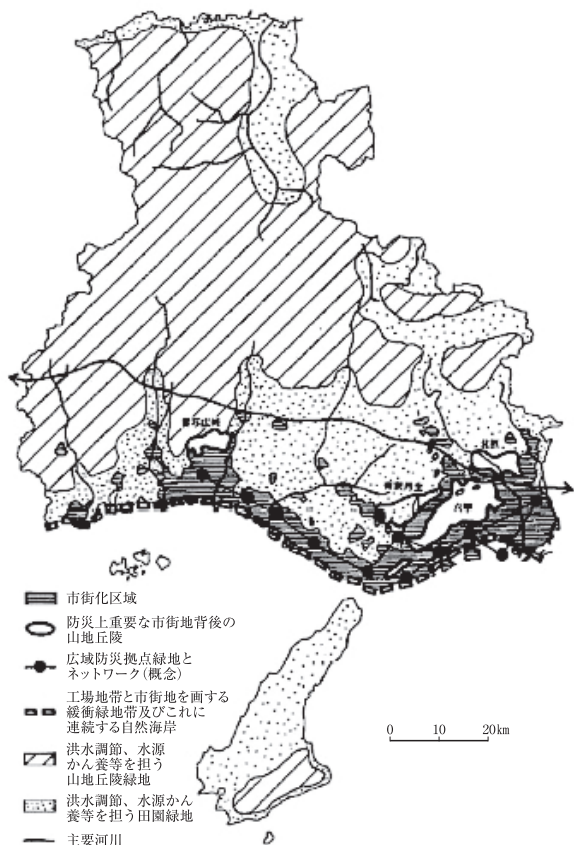


図 47 防災系統の緑の配置イメージ
 (「兵庫県グリーンフェニックス計画」を参照して作成)

の認識を広く県内に伝えることの重要性が明文化されている。さらには、計画の中で明確に「県民参加・交流」によりこの計画を実施することがうたわれていて、県民行動計画の立案を通して、役割分担を行った上で、ハード・ソフトの両面からのアプローチにより前記の目標を実現するという構成になっている。

同計画では、緑地が「いのちのみどり」と「このころのみどり」に分けて位置づけられている。前者については「環境保全」「ビオトープ」「防災」「ネットワーク形成」の四つの系統で分類されており、特に防災系統としては、市街地に近接して、地震時や大雨時等に山地崩壊等の被害を防止する緑地、市街地の広域避難ほか、広域的な防災活動の拠点、被災地に対して後方支援の拠点となる緑地等の広域防災拠点緑地、石油コンビナート地帯等の公害防止等に資する緑地、洪水調節機能等の治山、治水面での防災系統を担う緑地などが想定されている。また、後者の「このころのみどり」として「多様なレクリエーションニーズなどに対応する緑地」「景観形成」「ネットワーク形成」の三つの視点が示されている。その上で、この「いのちのみどり」と「このころのみどり」が混ざり合いながら、ネットワーク化された総体としてのランドデザインがまとめられている。このランドデザインのもと、緑地の確保水準として、市街地面積の三〇%以上という数値が提示された。

阪神・淡路大震災において、六甲山では山腹の崩壊が確認され、その後の土砂災害などが懸念された。また、震災は水道網を寸断し、多くの人々が消火用水や生活用水に困窮した。これらのことを踏まえ、国は六甲山グリーンベルト整備事業と阪神疏水構想を提示した。平成八年二月二十三日の第二四三回県議会定例会知事提案説明において、貝原俊民知事（かいばらしむたみ）が「被災地にあつては、公園の街路樹や河川が人命や財産を守ったことに鑑み、六甲山麓のグリーンベルトの整備や阪神疏水構想の具体化を促進する」と述べ、また、平成十年二月二十四日の知事提案説明においても、「六甲山系グリーンベルト整備事業や阪神疏水構想により六甲山「水と緑（ミヅ）の回廊」づくりを進める」と述べた。震災後一〇年間の知事提案説明において、阪神疏水構想につ

いて五回、六甲山グリーンベルト構想については三回言及している。平成十年の五月には阪神疏水とまちづくり懇話会により「水とみどりの千年都市をめざして」の提言がまとめられるとともに、七月には六甲山系グリーンベルト整備事業が都市計画決定された。

六甲山系グリーンベルトにおける土砂災害対策として考案された六甲山系グリーンベルト整備事業は、六甲山における土砂災害対策として考案されたものであり、宝塚市から神戸市須磨区までの主に六甲山の南斜面の森林を整備し、これにより土砂災害の防止、都市化の防止、良好な都市環境の形成や生態系の保全・育成、レクリエーションの場を提供するものである。約八四〇〇ヘクタールが対象とされ、国、兵庫県、近隣の市の連携で包括的な取組がなされてきた。具体的な取組としては、都市計画など各種計画の策定とその決定、公有地化、斜面対策に加えて、樹林整備が行われた。特に樹林整備においては、事前に植生調査を行い、市民参加型の取組として実施された。

一方、水とみどり回廊プロジェクトは、阪神地域において、水とみどり豊かな安全でうるおいのある都市を創造するということを意図して構想された。主に国が進める阪神疏水と連動して計画づくりが進められた。阪神疏水とは、淀川から阪神間地域を東西に横断する大水路を整備するという構想であり、これをもって阪神間の河川に毎秒三〜五立方メートルの水を導水するものである。水は非常時の水源として活用されるとともに、平時は良好な景観、都市環境の形成を図るものである。この疏水により市街地に供給された水をもとに、水と緑のネットワークを形成することにより、市街地の安全性、快適性を向上させつつ、コミュニティの形成を図ることが意図されていた。



写真 103 緑地の市街地によるボランティア活動の様子（人と防災未来センター提供）

震災復興と様々な主体の緑化 震災直後、あるいはその復興の過程の中で、被災地において数多くの緑化活動が展開された。県内ではNPOなどいくつかの組織が仮設住宅や公園などの緑化活動を行った。これは仮設住宅の環境改善や住民の交流の機会形成に大きな役割を果たした。震災後一年となる平成八年には、緑や花の分野から復興支援に携わるグループが集まり、情報交換と相互連携のためのシンポジウムも開催された。その活動の多くが、住民や専門家、行政などによるボランティア活動であり、資金や労力の面で限界があることが報告された。それに対して、立場の異なるグループがそれぞれの個性を生かしながら、相互補完の上連携し、行政や企業などの支援を受けながら、緑からの復興まちづくりを目指していききたいという認識が共有された。

ここでは、ボランティアグループによる取組を一つ取り上げる。それは、震災後に多く発生した空き地に混合種子をまき、空き地を花いっぱいにするという活動である。震災直後の混乱の最中、種子の入手に始まり、関係者の承諾、実際の作業など多くの困難を乗り越えて、平成七年五月と十月、十二月に種まきの活動が実施され、合計二二カ所に種がまかれた。また、種まきにおいては近隣住民の協力も多くあり、さらには種まき後の水やりなどにおいても多くの市民の協力が得られた。震災復興が進み、空き地に建物が増え、一部の敷地では非建ぺい地の土の部分にその時にまかれた花の種が残り、それが新しい建物のそばで新たな花を咲かせた。

緑化の具体的推進—二〇〇〇
年の幕開けと緑化事業

兵庫県では平成七年に至るまでの間、昭和六十（一九八五）年に立案された全
県全土公園化構想や平成三年に策定された緑の総量確保推進計画に従って、緑
の保全、創出が行われてきた。また、県内の各都市計画区域においては、緑のマスタープランが策定され、
さらには第二編第三章三節で述べたような緑豊かな地域環境の形成に関する条例（緑条例）などの仕組みを
構築することにより、緑地や農地を保全するための取組が順次実施されてきた。この時代までの緑地保全是、
高度経済成長期の都市化圧力から緑地をいかに守り、そして都市部においていかに緑地を創出するかという
点に主眼が置かれていた。これに阪神・淡路大震災において示された緑とオープンスペースが果たした防災
上の役割、避難拠点としての役割の認識が、以降の緑地に関する計画に影響を与えた。

県では「緑の総量確保推進計画」の期間満了に当たり、この成果を継承するものとして、さわやか緑創造
プランを平成十三年に策定した。この計画は、緑の量だけでなくその質も考慮して、県民や事業者の参画も
得ながら緑の創造を進めようというものである。計画期間は平成十三年から二十二年である。環境や緑に配
慮した個人のライフスタイルを提案しつつ、単に緑を確保するのではなく、その創造という点を重視し、これ
を量の創造と質の創造に分けてとらえている。

この時期に並行して進められたのが「新ひょうごの森づくり」である。これは、森林を県民共通の財産と
位置づけ、その整備を行政、県民が一体となって進めるものであり、①森林管理一〇〇％作戦、②里山林の
再生、③森林ボランティア育成一万人作戦から構成され、第一期が平成十四年度に開始された。森林管理一
〇〇％作戦とは、間伐が必要なスギ・ヒノキの人工林の整備を県と市町などの公的負担により実施するもの



写真 104 森林ボランティアによる活動

た。

一方、平成十二年には西暦二〇〇〇年を迎えるに当たり、県内では様々な記念事業が催され、そのシンボル事業として県民総参加の「二一世紀兵庫の森づくり記念植樹」が県内各地で展開された。そのスタートを宣言する植樹会が、十月に県立三木山森林公園で開催された。続く平成十三年には、各ブロック単位での広域植樹も開催され、阪神地区では三月、丹波地区は四月、神戸地区は五月、西播磨地区は十一月にそれぞれ実施された。さらには、「新ひょうごの森づくり」と連動して、平成十七年十月二十九日から三十日まで第二九回全国育樹祭が開催された。育樹祭のテーマは「萌える緑にひろがる未来」であり、県内外から約七〇〇〇人の参加者があった。同三十日に県立有馬富士公園において開催された式典行事では、林業の振興や緑

である。また、里山林の再生は、集落周辺の広葉樹林などにおいて、生物多様性の保全や自然とのふれあいを目指して森林整備や遊歩道の整備を進めるもので、平成十四年度から十七年度の間に、九一三八ヘクタールの森林が整備された。平成十七年から二十二年の間に県が事業主体となり取り組んだ「ミニ里山公園型」について、四九カ所一二五八ヘクタールに至る。森林ボランティア育成一万人作戦は、その名前のとおり、県民参加の森づくりを進めるために、森林ボランティア講座の開催や活動フィールドの情報提供を通して森林ボランティアの育成を進めるものである。その数は平成十七年には六九二四人となり、二十二年度には目標とする一万人に達し

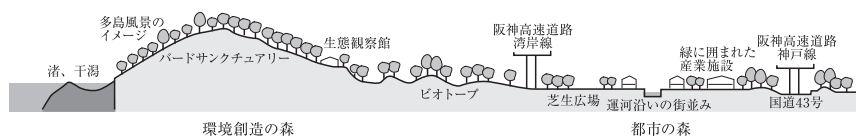


図 48 尼崎21世紀の森構想断面イメージ図

(「尼崎21世紀の森構想」を参照して作成)

化の推進に功労のあった個人や団体に対する表彰式も開催された。

また、埋立地に新たに大規模な緑地を創出するプロジェクトとして、尼崎二一世紀の森構想が平成十四年に提唱された。これは国道四三号以南の埋立地、約一〇〇〇ヘクタールについて一〇〇年をかけて緑化を進めるもので、地域を「森と水と人が共生する環境創造のまち」と位置づけた。臨海地域の土地が緑で覆われる割合（緑被率）が平成十四年時点では約五％であるのに対し、最終的に地域全体の緑被率を三〇％以上とすることを目指している。北側の既成市街地に近いエリアを「都市の森」として人間活動に資するものと設定する一方、南側を「環境創造の森」として自然生態系の保全育成に資するための場所としている。そして、これらの森と水のネットワークが水と緑の回廊を形作り、沿道のアメニティを高めるだけでなく、大阪湾全体でみた大きな緑の大回廊の一翼となることが意図されている。

この他に平成十四年には、県が行う公共工事において工事費の五％以上を環境創生措置に充てる「環境創生五％システム」などが展開されるとともに、条例による建築物の緑化の制度化と屋上緑化の支援制度が創設され、郊外及び市街地、公共用地や私有地など様々な場所における緑化が進められた。

表 55 神戸市における都市公園の種別利用状況

| 公園種別 | 調査公園数 (カ所) | 都市公園の果たしている役割累計 (カ所) | | | | |
|------|---------------|-------------------------|------|--------|------|-----|
| | | 避難地 | 救援利用 | 復旧復興拠点 | 仮設住宅 | 合計 |
| 街区公園 | ～1,000㎡ | 151 | 23 | 13 | 1 | 37 |
| | 1,000～2,500㎡ | 95 | 31 | 26 | | 57 |
| | 2,500㎡～ | 54 | 36 | 36 | 2 | 74 |
| | 近隣公園 | 31 | 17 | 33 | 6 | 58 |
| | 地区公園 | 11 | 6 | 13 | 3 | 22 |
| | 総合公園 | 5 | | 4 | 2 | 6 |
| | その他公園 | 20 | 4 | | 1 | 5 |
| 合計 | 367 | 117 | 125 | 15 | 2 | 259 |

(注) 平成8年1月24・25日の調査結果による。

〔兵庫県グリーンフェニックス計画〕を参照して作成

四 多様化する公園

防災拠点としての公園整備

阪神・淡路大震災において、公園は避難や救援活動の拠点として大きな役割を果たした。特に、緊急避難先として重要な役割を果たし、神戸市の既存市街地にある都市公園の約五〇%、

西宮市・芦屋市の市街地の都市公園の四〇%、尼崎市・伊丹市・宝塚市では都市公園の約一〇%が震災関連で緊急利用された。震災時の公園の利用方法は大きく四つに分けることができる。一つ目が、避難場所としての利用である。震災時には、特に避難所として指定を受けていなくても、とりあえずの避難先として公園が選択された。さらには、人々が集まることによりそれが情報交換の場となっただけでなく、初期消火や救助活動の拠点としても機能した。二つ目は、救援活動の場としての利用である。震災後一週間から一カ月の間には、食料や飲料水、生活用品などの救援物資の配布場所として機能したほか、仮設トイレや給水所が設置された例もあった。三つ目は、復旧、復興拠点としての利用である。復旧活動が本格化すると、公園が全国からの応援部隊の拠点として活用されたり、地域の復旧活動や各種ボランティア活動の基地として活用された。また、仮設住



写真 105 三木総合防災公園

宅が建設された公園もあった。最後が震災関連のがれき仮置き場としての利用である。これ以外にも、延焼防止などの機能を果たした例もあった。例えば神戸市長田区や須磨区のいくつかの公園では、これが火災の焼け止まりという点で機能した例が報告されている。一方で、公園自体の被災も著しく、『阪神・淡路大震災神戸復興誌』によると、阪神・淡路大震災当時、神戸市には一二五〇カ所の都市公園があり、そのうち四一九の公園で被害が発生したと報告されている。

このような背景を受け、特に阪神・淡路大震災後には、兵庫県や県内の市町、さらには全国的にも、防災計画において公園が防災上重要な要素として位置づけられるようになった。県では防災拠点としての県立三木総合防災公園を整備し、平成十七年に一部の供用を開始し、二十二年五月には全園で供用開始している。

同公園は兵庫県の人口重心の三木市に建設された、面積二〇二ヘクタールの広域公園である。そして、災害時は公園に隣接する広域防災センターと一体となり県全体をカバーする広域防災拠点としての機能を果たす。また、公園の職員が広域防災センター職員を兼務しており、非常時に迅速に用途を転換できるように工夫されている。公園には、自然の森、芝生広場や遊技場に加えて、ドーム付きのテニスコート、陸上競技場、野球場が備えられており、平時は県民のレクリエーションやスポーツの振興の拠点として機能する。この公園は平成十七年の開設以降、県外を含めた大災害発生時に物資を提供した実績があり、東日本大震災時にも、備蓄物資の提供に加

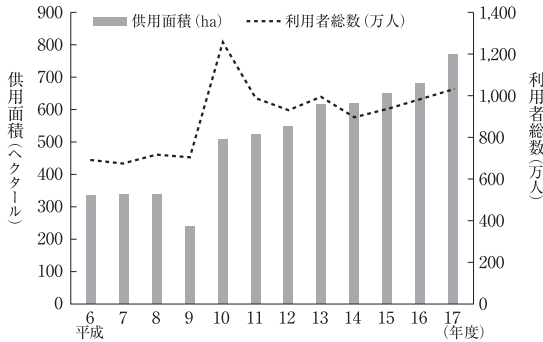


図49 県立都市公園の供用面積と利用者数の推移
 (「兵庫県立都市公園の整備・管理運営基本計画」を参照して作成)

えて、支援物資の集配送の拠点として、また被災地に向かう他県の消防隊の宿泊基地として機能した。

市町レベルでみると、西宮市の高木公園、宝塚市の末広中央公園など、各所で防災公園が設置された。平成二十八年にとりまとめられた兵庫県立都市公園の整備・管理運営基本計画（ひょうごパークマネジメントプラン）によると、県立公園のうち県地域防災計画で広域防災拠点に位置づけられるものとして、三木総合防災公園（全県拠点）、西猪名公園、有馬富士公園、播磨中央公園、赤穂海浜公園、淡路島公園のほか、市町の地域防災計画において防災拠点に位置づけられている公園として、尼崎の森中央緑地、赤穂海浜公園、淡路

島公園、淡路佐野運動公園が、さらに地域防災計画において広域避難地等に位置づけられている公園として、明石公園、淡路島公園、淡路佐野運動公園などが挙げられている。

全県公園化構想の展開―地
 域と県民に開かれた公園へ
 県立の都市公園の整備については、昭和四十七年に「緑の回廊計画」、六十年に「全県

全土公園化構想」、平成三年には「緑の総量確保推進計画」を策定して全県的に整備が進められてきた。平成七年時点では、県内の都市公園は三九三六カ所、四五三七ヘクタールであり、県民一人当たり面積で見ると全国水準を上回っている。しかしながら、神戸市を除くと一人当たりの公園面積は全国水準を下回っていた。

この時期に、大規模公園としては、一庫公園（川西市）が平成十年に、

有馬富士公園（三田市）が十三年に、さらに三木総合防災公園が十七年にそれぞれ開園した。一庫公園は、計画面積一一六ヘクタールの広域公園であり、開園面積は四八ヘクタール、平成十七年度の利用者数は約一六万人であった。川西市の北部の山間地にあり、周辺には良好な自然が残り、いわゆる里山に位置し、特にここでは茶道用に重宝される菊炭の生産が長らく続けられてきた。平成十八年には環境省の里地里山保全再生モデル事業実施地域に認定されている。園内の施設では、里山の生き物や生態を学ぶことが可能であり、さらに炭窯なども整備されていて、環境学習、地域学習の拠点として機能している。

有馬富士公園も広域公園として位置づけられ、計画面積が約三六〇ヘクタール（計画当初）、開園面積が約一八〇ヘクタールあり、平成十七年度の年間利用者数は約六九万人であった。付近には有馬富士と福島大池があり、園内は、出合いのゾーンと休養ゾーンに分かれている。出合いのゾーンでは、里山、棚田、湿地等が保全されると同時に、大規模な子ども向けの遊び場や、水辺や草地の生態園などが整備されている。さらに、園内の三田市立自然学習センターは、環境教育の拠点として機能している。この公園は開設準備段階から参画と協働による公園運営に取り組んできたが、このうち「有馬富士公園運営・計画協議会」と「夢プログラム」について取り上げて述べる。前者は、公園の管理運営や県民参画の具体的な方策、ボランティア活動の支援など基本的な運営に関する事項に加えて、未整備地区の整備方針についても協議する組織である。一方の夢プログラムは、公園を利用したい住民グループが自主的にプログラムの企画と運営を行うものである。活動グループ数は年により増減があるものの平均して三〇前後であり、毎年一〇〇近くのプログラムが展開された。

また、県民の地域づくりや緑化、環境学習の拠点として、平成八年に開園した県立丹波の森公苑と十一年に開園した県立コウノトリの郷公園がある。丹波の森公苑は、県民のライフスタイルの創造や地域づくりを支援するための施設であり、県民の文化、スポーツ、創造的活動の支援を担うと同時に、丹波の森づくりの中心的役割を担い、自然学習や環境学習、地域住民の緑化の活動、森づくりに関する研究の拠点としての機能を果たしている。コウノトリの郷公園は、特別天然記念物であるコウノトリを保護増殖し、野生復帰を実現する施設で、園内では飼育されたコウノトリを観察でき、さらに湿地や里山を散策することが可能である。また、公園内にとどまらず、コウノトリを核にした自然と共生する地域づくりのための環境学習の拠点としても位置づけられている。

国営公園としては、国営明石海峡公園が三〇〇ヘクタール強の規模で計画された。これは明石海峡を挟む形で神戸市及び淡路島津名郡（現淡路市）にまたがり、そのうち淡路地区については、平成十四年に約三〇ヘクタールが供用開始された。淡路地区のコンセプトは海辺の園遊空間であり、展望ゾーン、文化交流ゾーン、海岸ゾーンの三つのゾーンに分けて計画されている。

第四節 県土の震災復旧と社会基盤整備の進展

阪神・淡路大震災は、様々な社会基盤施設に大きな被害をもたらしたが、被害が大きかった地域と軽微な